

## 第 5 8 9 回

### 東京都青少年健全育成審議会

発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

平成 2 1 年 6 月 8 日（月）

午後 3 時 3 0 分開会

藤井参事 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、審議会を始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

最初に委員の異動がございましたので、ご報告申し上げます。

第 3 号の「学識経験を有する者」として、 からご推薦いただいております委員がご都合により昨年 1 2 月に委員を辞職されておりましたが、本年 6 月 1 日付で同様の様が新たに委員になられましたのでご紹介いたします。

委員 の でございます。よろしくお願いいたします。

藤井参事 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

さて、新聞報道等もされておりますけれども、先月日本製のパソコンゲームソフトについて海外で批判が高まり、メーカーがこの商品の販売を取り止めたという事態が起こったところでございます。少女を含む女性 3 人をレイプし、妊娠や中絶をさせるといった内容のゲームでございます。現在の児童買春・児童ポルノ禁止法では、パソコン用ゲームなどのバーチャルなものは、禁止されておりませんが、先週の 6 月 4 日でございますが、業界の自主審査機関が性暴力を描写したゲームソフトの製造販売を禁止することを決めたところでございます。また、先月末には、政府・与党におきまして、「性暴力ゲームの規制に関する勉強会」が発足したところでございますが、東京都の青少年問題協議会におきましても、これら児童ポルノの扱いについてご議論をいただく予定でございます。

かねがねご案内のとおり、今月 2 5 日に開催を予定しております青少年問題協議会におきまして、東京都健全育成審議会を代表して、会長からご意見をいただくことになっております。また、出版業界を代表いたしまして、 委員からもご意見をちょうだいする予定でございます。皆様方のご協力に対しまして、重ねて御礼申し上げます。

それでは、会長、議事のほう、よろしくお願いいたします。

会長 では、ただいまから第 5 8 9 回健全育成審議会を開催いたします。

初めに、本日の諮問事項につきまして、事務局からのご説明をお願いいたします。

青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

今回は、映画「バスーラ」の優良映画の推奨、「DVD QL(Queen's Love) Vol. 1 」ほか合計 3 誌の不健全図書類の指定をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします

します。

会長 ありがとうございます。それではまず、議事の(1)アの「優良映画の推奨」について、事務局から説明をお願いいたします。

青少年課長 それでは、議事(1)アの「優良映画の推奨」についてご説明申し上げます。

次第の1ページをお開きください。諮問第950号です。

続いて3ページと4ページをご覧ください。これは事業者から提出された申請書ですが、作品名は「バスーラ」、製作者は「オフィスフォープロダクション、映画5000人製作委員会」、平成21年6月下旬から東京都写真美術館ホールにて公開を予定しているものでございます。

4ページには、事業者から「推奨にふさわしい理由」と「青少年の健全な育成に有益とする理由」が記載されております。

事務局では、5ページの中ほどにございますが、条例施行規則第2条に基づく推奨の基準に照らし、同条第一号の「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものであること」、第二号の「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つものであること」、第三号の「青少年の人を慈しみ、大切に作る心を育てるものであること」及び第五号の「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うものであること」に該当するものと考え、高校生以上を対象として諮問するものでございます。

なお、主催者側のほうでは、高校生以下の観客といいますか、見られる方に対しては入場料無料にて上映をしたいということで伺っております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問ございますか。

委員 今のをもう一回。高校生以下の……。

青少年課長 高校生以下に対して無料で提供するというか、見る機会を与えたいということでございます。

委員 例えば、私も個人的に賛否の意見を申し上げるときに、「高校生ならわかるけれども」というふうに意見を申し上げたかったんですよ。小学生、中学生は、ちょっとこれは推奨に値するかというと、私は難しいという判断の意見を述べようと思っていたんですが、そういう意味で審議会の答申といいますか、どういうふうに位置づけられるんでしょうか。

青少年課長 監督さんは高校生以下を無料にしたい意向ですが、申請者は小学生低学年以

上ということで申請を出してきております。私どもとしては、諮問書の2ページに書いてございますが、高校生以上に有益と認めるということでお諮りしております。

会長 ほかにご質問ございますか。

それでは、ご質問ございませんので、映画「バスーラ」をご覧になった委員から順次ご意見をお伺いしたいと存じます。

それでは、恐れ入りますが、委員からお願いいたします。

委員 私、DVDで見させていただきました。感想から言いますと、冒頭のガイド兼ドライバーのフィリピン人の男性のコメントが出されまして、医療費も何でもすべてただがいいとか、この国の大人が全部いなくなってしまうとか、そういうコメントがあって、極めて政治的な雰囲気、空気を感じて個人的にはどうかなという思いはあります。最後までずっとそういうふうな、政治的な意図がどこかにありそうな雰囲気があって、個人的には好きではありません。ただ、やはり高校生が見るのであれば、ある程度判断はできるんでしょうけど、まあ、しょうがないのかなという、しょうがない、賛成。ごめんなさい。

委員 前回の映画もそうだったんですけれども、こういう映画を見て、日本にいる小学生と同じ学年の子がああいう生活をしている、そういうことが地球上のいろんな国の子どもにはあるんだよということをわかってもらうためには、ぜひ見てもらいたいなということで推奨に賛成なんですけれども、こういうところで、こういう議論までできるのかどうかわからないんですけど、小学校でも中学でも、今、いろんな授業数が減っている分、総合学習の時間が増えている。総合学習のときにぜひこういうことを、小学校でも中学でもぜひこういうのを見てもらって、子どもたちと先生を踏まえているんなディスカッションをして、少しでもこういう世界をなくすにはどうしたらいいんだろうとか、単純にはいかないんでしょうけれども、何かいろんな手だて、自分は何ができるのだろうかとか、そういう後のケアがなかったら、ただ、見るだけでは何もならないなという思いはします。

会長 では、小学生以上ということですね。

委員 はい。

会長 委員、お願いします。

委員 高校生以上なのかなと思ったんですけれども、高校生以上には大人も入るわけですが、特に大人の人にも見てもらいたいなと思いました。それは、たまたま私の友人夫婦がマニラに住んでいるのと、加えて勤めている息子の担当が、フィリピンなんです。でも、ここの地区は行っちゃいけない、ここは夜出ちゃいけないという感じのきまりがあり、

全然見ていない風景なんだと思います。映画の中にも出てきましたけれども、何となく体裁を整えている部分だけを見て一つの国を判断するのではなくて、そういういろんな現実を自分たちではなかなか見ることができなくても、映像を通して知っていくということは重要だなと思いました。ただ、小学生にはやはり難しいかなという気がしたので、東京都の事務局がおっしゃっている高校生以上の推薦でいいのではないかなと思いました。

委員 結論から申し上げますと、推奨しかねるかなというふうに考えました。その理由として、まず、映像の中に乳幼児が柵の中に納められて、もう既に亡くなっている、そういったシーンがあったこと。それから人間の足、大腿部から切り落とされたらしき、その映像もあったということ、そういったものがごみの山に放置されているということが、実際にあってはならないことを映像として、高校生でも大学生でも学生たちに見せていいのかなという、拝見していて感情的に非常に不快感を覚えました。

あとそれから、インターネット等でこの映画の検索をいたしましたところ、映画関係者とは思えないんですが、私は拝見しただけなんですけれども、一般と思われる方が、数名の女性らしき方が、この映画にもっともっといいという評価をインターネット上に掲載してくださいというようなコメントを載せていたということが、ちょっとどうなのかなということを感じました。いい映画であれば、自然に広がっていくのではないかなというふうに思ったんですが、ロードショー前にそういうことをインターネット上に書き込んでいるということが、ちょっと私にはひっかかりましたので、推奨ではなくて、不健全とまではいかないのしょうけれども、ちょっとあまり好ましいとは言えないという印象を持ちました。

豊岡委員 映画ではごみ拾いで生計を立てている人々ですとか、子どもたちを取り巻く環境が非常に劣悪である、そして健康被害も及ぼしていること、子どもたちは学校に行けず、教育もなかなか受ける機会が与えられていないというようなことを考えさせられる映画でした。

ただ、日本の現実を見て見ますと、日本は豊かだということですが、仕事の関係上、子どもを取り巻く虐待の問題ですとか、不登校の問題、非行の問題、数は少ないにしても同様の貧困問題というものを見ております。したがって、何もフィリピンだけの問題ではないなということを感じました。その上で、この現実を直視していく困難さはあると思いますが、世界の情勢の中で、こうした国があるということを知ることが非常に有意義だろうなと思っておりますし、国際感覚を養っていく機会となるのではないかなと

思っています。ただ、非常に内容は難しいと思います。資料で小学生低学年以上となっておりますので、とても小学校低学年では無理だろうと思います。きょう改めてお伺いして高校生以上ということであれば、推奨をしていきたいと考えます。現実を淡々と、貧困とか、ごみ拾いの様子を映しているわけですので、何か学校なり、そういうところできちんと現実について教えていくというようなことも必要ではないかなと感じました。

以上です。

小濱委員 高校生以上ということで推奨することに賛成をいたします。理由というほどでもないんですが、世界じゅうには、こういった現実がアジアに限らずアフリカでもいっぱいあるわけで、そういった世界の現実を子どもたちもある意味でしっかりと見据える、あるいは創造力をもって、すべてを見なくても、こういう現実からいろんな世界を想像していく、そういう意味でも非常に参考になる映画ではないかと思しますので、推奨に賛成いたします。

- 委員 皆さん推薦するのかなと思っていました。推薦ならいいんだけども、条件があるということを申し上げようと思いました。条件があるということを申し上げようと思ったのは2つあるんですけども、1つは、ああいう現実ですね。つまり今の先生方、あるいは今の彼らの親も知らないんですけども、あれはかつて日本にあった風景だという、昭和20年代は東京も田舎もあんなものでした。それが、教える先生方も親も知らなくなっているということが1つと、それからもう一つは、あれは8年だか7年経ってまたやったということで、ラモス大統領時代なんだというふうな話が出てきますけれども、それより前ずっと続いていたのだらうと思うので、マルコス、イメルダの宮殿の時代からあったのだらうと思うんです。つまり、どういうことかということ、フィリピンでも、3月に行きましたアフリカ・コンゴでも同じなんですけれども、ああいう貧民街はものすごくあって、しかし、ほんの一部の恵まれた人たちは、日本人よりもはるかにすごい生活をしているんですよ。恵まれているところの子は、日本の子ども以上に、高校になればもう携帯を持っているし、メールやっているし、同じ生活しているんです。そういうことがなぜ起きたのだらう。つまり日本は60年の間に多少の格差があるにしても、ああいうことはしなくて済むようになってきました。

フィリピンは身近だからニュースはいっぱい出ていますけれども、政治家もここにいらっしやるけど、要するに政治の力という、政治が何をやってたんだという。ああいう国は世界に今60億人いて、20億人ぐらいその日食えないというのがいるようですけれども、

今生きている人では、日本のようにごみを分別するというようなことを習慣にするには途方もない時間がかかるので、それは今の子どもたちにおまえたちは世界に何ができるかということを見てちゃんと教えてあげないと、あれを見たところでどうにもならないという、そこまで丁寧につくっている映画ではないというふうに僕は思いますので。

率直な感想を申し上げれば、ただ子どもにあれを見せたところで何もならないという気はしました。皆さん多分推奨だろうと思って、この日本に生まれたことがいかに幸運かという、世界じゅうでいかにおまえたちは恵まれているかということをつぶしお説教してやる条件付きで賛成です。

委員 対象年齢が高校生以上ということであれば、推奨で良いと思います。世界にはこういう日常を送っている人々もいるんだということ、認識することも大事なことだと思います。ただ、この映画に描かれた問題点はフィリピン政府の問題だろうと思います。従って、先ずフィリピン政府関係者に見て頂きたいと感じておりますことを付け加えておきたいと思います。

会長代理 私も高校生以上だったらいいかなというふうに、20数年前にマニラに行ったことがありますけれども、見ていると状況はほとんど変わっていないなという印象でした。フィリピンは、東南アジアもA S E A Nの中でも落ちこぼれ組というふうに言われているんですけれども、何でああいうことになったのかというのは、あの映画だけでは多分わからないので、ちゃんと歴史も含めてお勉強するようなことをやっていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

会長 よろしいですか。

会長代理 推薦で結構です。

会長 あと 委員がご覧になっているんですが、きょうご欠席でございます。コメントは特にいただいておりませんが、推奨するというご意見はいただいております。

私も見せていただきました。皆様方から今いただいたご意見と同様で、ちょっと難しいなという感じがしました。確かにフィリピン、子どもが見られる場面ではありませんし、最初に監督さんが一部政府批判になるかもしれないというようなコメントもありましたし、あと、その部分をどうしようかというようなこともありました。それはちょっとコメントとしては余計なことだったんじゃないかという気がいたしますけれども、確かにこれは小学生では絶対無理な映画だろうと思います。高校生だったら少し考える力を持っている

人だったら読み解く力をつけてもらうきっかけにはなるかもしれないという意味で、非該当にはならないかなという程度の感じでございます。

これをきっかけに、それこそ何人かの委員からお話しありましたように、きちんと勉強した上でないと、ただ、画面を通して、ああこういう世界があるのかで通り過ぎてしまうような、そんな感じがしますので、大人と一緒に見て、それでどうしてこうなんだろうかというあたりを話し合いをするとか、そういうことがないとどこまで浸透していくのかなという、ちょっと疑問はありますけれども、一応私も見て害はないという感じでございます、指定ということによろしいのではないかというふうに考えました。

一通り皆様方のご意見をいただきましたけれども、いろいろ条件付きということもございましたけれども、お一方を除いて、ご覧になった委員が指定ということに賛成ということでございますので、指定ということで答申をしてよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

会長 高校生以上ということでございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

それでは、議事を移らせていただきまして、次のイの不健全図書の指定について、事務局からの説明をお願いいたします。

青少年課長 それでは、議事(1)イの「不健全図書類の指定」についてご説明申し上げます。次第の6ページをお開きください。諮問第951号です。

続きまして、7ページ、「諮問図書類一覧表」をご覧ください。こちらに記載されました図書類は、平成21年5月1日から29日までの間に、都内コンビニ・書店等から購入いたしました124誌のうちから、12ページに記載してございますが、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

1冊目は、「DVD QL(Queen's Love) Vol. 1」、平成21年6月1日発行、発行所は株式会社メディアックスでございます。この図書類につきましては、DVDの内容も該当いたしますので、図書をご覧いただきました後、DVDの該当箇所をご覧いただきたいと思っております。

2冊目は、「ガールズポップコレクション レイブ」、平成21年6月15日発行、発行所は株式会社松文館でございます。

3冊目は、「Daito Comics マザージュース Vol. 1」、平成21年5月20日発行、発行所

は株式会社ユース社でございます。

過去1年間の指定実績は、いずれもございません。購入場所は、いずれも書店でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

指定基準に基づく該当箇所ですが、1冊目の本編につきましては、そちらにございますように、「純情ストリッパー」から「ダークエンジェル」まで6点でございます。付録DVDは全編大部分でございます。

次の2冊目、3冊目は、全編大部分でございます。

該当指定基準は、3冊とも一号のイ・ロでございます。

これらにつきましては、条例第18条の2第2項に基づき、本審議会への諮問に先立ち、図書類出版業界、取次業界及び販売業界等との会議を今月3日に実施し、その折の意見聴取の結果を9ページから11ページにとりまとめてございます。

意見聴取の結果といたしましては、3誌とも指定すべし、指定やむなしの意見の方が多くございました。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

会長 ご質問等ございませんので、図書の審査に入りたいと思います。図書をお配りしていただけますか。

(図書審査)

会長 それでは、DVDをお願いします。

(DVD審査)

会長 止めてください。

それでは、ご覧いただきましたので、各委員からご意見をお伺いいたします。

委員、お願いいたします。

委員 3誌とも不健全図書指定をお願いします。

委員 不健全図書指定をお願いします。

委員 3誌とも指定だと思えます。

委員 3誌とも指定をお願いします。

委員 指定で結構です。

豊岡委員 3誌とも指定をお願いします。

小濱委員 全指定をお願いします。

委員 3誌指定してください。

委員 3誌指定でいいと思います。

委員 同じく3誌指定でいいと思います。

委員 3誌指定で結構です。

委員 全誌指定をお願いします。

藤谷委員 同じく3誌指定をお願いします。

五十嵐委員 3誌指定でよろしいと思います。

会長代理 3誌指定でいいと思います。

会長 委員の皆様全員が全誌指定ということでございますので、そのように答申してよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、全誌指定ということで答申させていただきます。

では、議事を進めさせていただきます。次第の(2)の「条例に基づく事務の施行経過」について、ご説明をお願いいたします。

青少年課長 それでは、議事の(2)、条例に基づく事務の施行経過についてご説明申し上げます。次第の13ページをご覧ください。

これは、前回の健全育成審議会以降の5月11日から6月7日までに実施いたしました本審議会事務局の動きについて簡単にまとめたものでございます。

次の14ページには、平成21年度における不健全図書類の指定実績を記載してございます。

次に、15ページをご覧ください。都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動についてまとめたものでございます。

平成21年5月に協力員として委嘱している方は651名、調査活動を行った方は48名でございます。調査を行った店舗は308店舗でございます。

この表は、各店舗において、指定図書類、表示図書類、シール留め雑誌をはじめとした大人向けと思われる図書類について、包装や区分陳列の状況について調査を行った結果をまとめたものでございます。

続きまして、16ページをご覧ください。都の職員による書店等の立入調査及びカラオケボックス等への実態調査結果でございます。

1番目の表、書店等の立入調査では、新刊書店において不健全指定図書の取り扱いが不適切である店舗が2店ございました。また、表示図書についても不適切な取り扱いが7店舗ございました。このため、その場での是正措置も含め条例を遵守するよう指導いたしました。

2番目の表、映像ソフト、ゲームソフト専門店等立入調査では、表示ソフトの不適切な取り扱いをしている店舗が1店舗ございました。こちらについても、その場での是正措置も含め条例を遵守するよう指導いたしました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査ですが、まんが喫茶、インターネットカフェにおいて年齢確認を行っていない店舗が2店舗ございました。

4番目の表、古物商の立入調査におきましては、条例遵守が図られておりました。

続きまして、17ページをご覧ください。雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。

は、5月末現在の区市町村別設置台数の一覧でございます。

は、5月中における自動販売機等の届出の内訳でございます。設置届は0台、廃止届は15台ございました。

は、5月中に実施しました自動販売機等への立入調査の結果でございます。今回の調査台数は8台で、このうち、条例第13条の3第3項で義務化されている設置届を行っていない自動販売機が1台ございました。また、条例13条の3、第5項で義務化されている届出表示のない自動販売機が8台ございました。また13条の5で義務化されている買えない措置を行っていない自動販売機が4台、見えない措置を行っていない自動販売機が2台ございました。これらにつきましては、直ちに自動販売機管理者に対して是正の指導を行いました。

18禁表示、設置方法の工夫といった自主規制については、3台が実施しておりました。今後も引き続き、立入調査を積極的に実施していきたいと考えております。

条例に基づく事務の施行については以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたら、どうぞお願いいたします。

(「なし」の声あり)

会長 それでは、ご質問ございませんので、次の議事に入らせていただきます。

(3)のその他の報告等につきまして、事務局からお願いいたします。

青少年課長 それでは、議事(3)その他について、事務局からご報告をさせていただきます。

18ページをご覧ください。5月1日から31日までの間に受理しました都民からの申し出でございます。申出件数は、電話による申し出が4件、メールによる申し出が1件ございました。

内容は、「週刊誌(漫画雑誌)について」が2件、「スケート場での深夜練習について」、「指定図書について」及び「インターネットの掲示板について」がそれぞれ1件ずつございました。

次に、前回第588回の議事録ですが、5月下旬に委員の皆様へに郵送させていただき、内容確認をお願いいたしまして、その確定したものを本日配付してございます。

なお、審議会議事録につきましては、行政機関の委員の方を除きまして、名前などの伏字を行った議事録を配付させていただいております。

次に、試写会についてご案内いたします。次回、7月の審議会に諮問予定の映画が1本ございます。題名は、「未来の食卓」でございます。試写会日は、1回目が6月16日火曜日の午後1時から、2回目が6月26日金曜日の午後3時半からでございます。今回は、試写会場及び上映時間が1回目と2回目とは異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。お時間に多少ゆとりをお持ちの上、ご参加くださいますようお願いいたします。

最後に、次回の審議会及び試写会へのご出欠のお返事につきましては、6月15日、来週の月曜日までをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会長 試写会の案内で6月26日木曜日となっておりますが、金曜日です。

青少年課長 すみません。試写会のご案内に木曜日とありますのは、金曜日の間違いです。申し訳ありません。

会長 ただいまのご報告につきまして、ご質問等がございましたら、どうぞお受けいたします。

(「なし」の声あり)

会長 ご質問ございませんので、本日の議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様から、ほかに何か特にご意見等ございましたらどうぞお伺いたします。

(「なし」の声あり)

会長 それでは、これで終了させていただきます。次は7月13日月曜日になりますので、お忙しい中、どうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

午後4時12分閉会